

個別配分における勘案要素について

1 現行の勘案要素

電波の有効利用を促進するため、電波の逼迫の程度を勘案した要素を導入

地域特性	<p>マイクロ固定局通信や地球局等に係る金額の計算に当たっては、地域によって、電波の逼迫の程度に有意な差が認められる点を勘案することとしている。</p> <p>地域特性の勘案に当たっては、人口密度や基地局密度等を勘案し、全国を4つの地域に区分し、第1地域〔東京都（過疎地・離島を除く）〕：第2地域〔神奈川県及び大阪府（同左）〕：第3地域〔その他の道府県（同左）〕：第4地域（過疎地・離島）の比率を10:5:1:0.5として料額を設定。</p>
出力	<p>PHSの基地局やラジオ局等、その通信方式によって、個々の無線局の出力に有意な差が認められているものについて、必要に応じ、出力を勘案して金額を計算。</p>

2 要望のあった勘案要素

勘案要素	要望内容	電波の逼迫の程度の観点からの考察
電波特性	電波の特性を勘案し、周波数で電波利用料に差を設ける（800MHz、2GHzでの基地局数が違う）。	電波利用料の料額算定方式（第1段階）で対応。周波数特性による基地局数の違いは逼迫に関係なく、競争政策上のイコールフットィングの観点である。
共有化	他事業者と設備を共同で使う場合に減免	設備を共同で使用することが直接的に電波の逼迫に関係なく、競争政策上のイコールフットィングの観点である。
ローミング	他事業者との相互接続契約によるローミングの適用される無線局が占める割合によって減免	ローミングを行っても現在使用している周波数帯域幅に変更がないため、逼迫に関係なく競争政策上のイコールフットィングの観点である。
利用効率	周波数1波当たりの加入者により利用効率を勘案した減免	広域専用電波により対応済である。
通信量・利用頻度	無線システムにおける通信量、利用頻度を考慮して減免	通信量、利用頻度の大小で勘案する場合、利用効率が少なければ、その分の周波数帯を返還すべきであって電波の逼迫に関係ない。